

かわまるの インターネット 予約を開始



交通政策課 0224-55519

0225-98000

4月1日(木)午前10時から、デマンド型交通かわまるがインターネットでも予約できるようになります。午後11時50分から翌日の午前1時を除き、いつでも予約可能です(予約は1人当たり上限10件まで)。なお、

インターネット予約には、専用のIDとパスワードが必要です。IDとパスワードは市ホームページから取得できます。

計画(原案)に 対する意見募集



政策企画課 0224-55503

0225-2895

市では、大規模自然災害に対して地域の強靭化を図る「川越市国土強

靭化地域計画」の策定を進めています。市民の皆さんの意見を反映するため、同計画(原案)に対する意見を募集します。

閲覧・募集期間：3月25日(木)(必着)

まで

閲覧場所：同課(本庁舎4階)・市民

センター・川越駅西口連絡所・公

民館・図書館

対象：市内在住・在勤・在学または

利害関係のある方

意見の提出方法：閲覧場所で配布す

る意見用紙に意見・住所・氏名・

電話番号、在勤・在学の方は勤務

先・学校名、利害関係のある方は

その内容を明記し、郵送・ファク

スまたは直接同課(郵送の場合は

〒350-8601川越市役所政

策企画課)

*市ホームページで閲覧・意見の提

出ができます。

意見の取り扱い

提出された意見は、今後の計画策

定の参考にします。

また、意見の内容と市の考え方を

公表します。類似の意見は取りま

めて公表し、個別の回答は行いま

せん。

なお、個人情報公表しません。

年度替わりの時期は 窓口が混みあいます

市民課 0224-5747

0225-5371

3月中旬から4月上旬の年度替わりの時期は、住所異動などの届け出が多く、窓口が大変混雑します。住民票や戸籍に関する届け出は、同課(本庁舎1階)、市民センター、川越駅西口連絡所で受け付けられます。お近くの窓口をご利用ください。

成人のつどい・成人式を 行います



文化芸術振興課 0224-6157 0224-8712

ウェスタ川越大ホールで開催

延期となっていた成人式を4月4日(日)に行います。市内在住の対象の方に、2月中旬に案内状を送付しました。受け付けの際に必要なとなりますので、忘れずに持参してください。市外転出した対象の方については、連絡があった場合に案内状を送付します。

会場周辺の道路は、大変な混雑が予想されます。なお、成人式専用の駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。

日程…4月4日(日)

対象…平成12年4月2日～同13年4月1日生まれ

*新型コロナウイルス感染防止対策として、敷地内に待合合わせおよび写真撮影の場所は設置しません。

*中学校区による住所地で第1部から4部に振り分けま

す。必ず指定された部にお越しください。

*当日、ウェスタ川越周辺にお住まいの方には、ご不便をお掛けします。ご理解とご協力をお願いします。

	時間	対象中学校区
第1部	午前10時開式 (午前9時20分受付開始)	川越第一中学校、初雁中学校、 芳野中学校、東中学校、 山田中学校
第2部	午前11時30分開式 (午前10時50分受付開始)	霞ヶ関中学校、霞ヶ関東中学校、 霞ヶ関西中学校、川越西中学校、 名細中学校、鯨井中学校
第3部	午後1時開式 (午後0時20分受付開始)	富士見中学校、野田中学校、 城南中学校、大東中学校、 大東西中学校
第4部	午後2時30分開式 (午後1時50分受付開始)	南古谷中学校、高階中学校、 高階西中学校、寺尾中学校、 砂中学校、福原中学校

マイナポイント事業が延長されます



市民課 ☎224-5744

☎225-5371

マイナポイント事業の期間が9月30日(木)まで延長されました。3月31日(木)までにマイナンバーカードを申請した方が対象です。同カード受け取り後、マイナポイントを申し込み、9月末までに行なったチャージまたは買い物をする上で上限5000円分のポイントを受け取ることが出来ます。希望する方は早めに同カードの申請をしてください。

児童扶養手当と障害基礎年金等の併給調整の見直し



こども家庭課 ☎224-5821

☎225-5218

児童扶養手当法の一部改正により、障害基礎年金等(*)を受給している方について、令和3年3月分(令和3年5月支払い)以降は、児童扶養手当の額が受給する障害年金の額の加算部分の額を上回る場合、その差額を同手当として受給できるようになります。

対象となる方で同手当の申請が済

んでいない方は手続きが必要です。

受給資格者や扶養義務者等の所得により支給制限があります。なお、老齢年金、遺族年金を受給している方は、制度の変更はありません。

*障害基礎年金等…障害基礎年金、障害補償年金など

元気度チェックを送付します

地域包括ケア推進課

☎224-6087

☎229-4382

令和2年度中に70歳になる方を支援・要介護認定を受けている方を除くへ、心と体のセルフチェックを行う元気度チェック(基本チェックリスト)を3月上旬から中旬に送付します。同封する返信用封筒で元気度チェックを返送した方には、ご本人の状況に合わせたアドバイス票を後日送付します。

確定申告と市・県民税

申告期間を延長



市民税課 ☎224-5640

☎226-2540

所得税・個人消費税・贈与税の確

小江戸川越春まつりは中止になります

観光課 ☎224-5940 ☎224-8712

小江戸川越観光事業実行委員会は、3月下旬から5月上旬に予定していた小江戸川越春まつりについて、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催中止を決定しました。これに伴い、川越藩火縄銃鉄砲隊の演武などのオープニングイベントおよび春の舟遊、縁日大会などのフィナーレイベント、春まつり期間中に実施していた交通規制も中止となります。

問い合わせ…(公)小江戸川越観光協会 ☎227-9496 午前9時～午後5時(祝・休日を除く、月～金曜日)

定申告が4月15日(木)まで延長されました。詳しくは国税庁ホームページをご確認ください。

問い合わせ…川越税務署 ☎235-9411(自動音声「0」を選択)

*市・県民税の申告期限も同日まで延長します。市では3月16日(火)以降は同課窓口(本庁舎2階)で市・県民税の申告を受け付けます。

軽自動車等の

手続きはお早めに

市民税課 ☎224-5637

☎226-2540

軽自動車・原動機付自転車・二輪車などは、4月1日を基準日として軽自動車税種別割が掛かります。

廃棄や譲渡などで既に所有して

ない場合、または登録内容に変更がある場合は、基準日までに各窓口で

手続きをしてください。手続きの内容により、持ち物が異なります。詳しくは、各窓口にお尋ねください。

●原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車(同課(本庁舎2階))

●二輪の軽自動車(125ccを超え250cc以下)・二輪の小型自動車(250ccを超える)●関東運輸局埼玉運輸支所所沢自動車検査登録事務所(所沢市牛沼688-1) ☎050-5540-2029

●軽自動車(三輪・四輪)●軽自動車検査協会埼玉事務所所沢支所(入間郡三芳町北永井360-3) ☎050-3816-3111



埼玉県受動喫煙防止条例が施行されます

健康づくり支援課 ☎229-4121 ☎225-1291



4月1日(休)から、同条例により他人に受動喫煙を生じさせないことが県民の責務となるほか、既存特定飲食提供施設(*)が喫煙可能室を設置する場合には、健康増進法の要件に加え、従業員がいる場合には全ての従業員から承諾を得る必要があります。

喫煙可能室を設置した場合は、法に基づく届け出のほか、条例に基づく届け出を同課に提出してください。

*** 既存特定飲食提供施設**…令和2年4月1日時点で既に営業していて、資本金または出資金の総額が5,000万円以下、客席面積が100㎡以下の飲食店。

知っていますか？ 受動喫煙の害

たばこの煙には、有害な物質が含まれています

たばこの煙には、約5,300種類の化学物質が含まれていて、そのうち約70種類には発がん性があります。

喫煙者が吸っている煙だけでなく、たばこから立ち上る煙(副流煙)や喫煙者が吐き出す煙にも、多くの有害物質が含まれています。本人は喫煙しなくても、他人の喫煙により発生した煙にさらされることを受動喫煙と言います。



受動喫煙は健康に悪影響を与えます

受動喫煙により、多くの病気にかかりやすくなります。また、多くの命が奪われています。平成28年の厚生労働省の検討会報告書によると、受動喫煙

との因果関係が「十分ある」と判定された病気や症状として、脳卒中、虚血性心疾患、肺がん、乳幼児突然死症候群(SIDS)、鼻への刺激感、子どものぜんそくの症例が報告されています。わが国では受動喫煙が原因で、上記の病気にかかり、年間15,000人が死亡していると推計されています(平成28年国立がん研究センター発表)。

今日からできる受動喫煙対策

● 自宅やマイカーは禁煙にする

換気扇の下での喫煙や車の窓を開けての喫煙では、家族の受動喫煙を防ぐことはできません。また、ベランダでの喫煙は、近所の方に煙が届いているかもしれません。

● 飲食店などは、喫煙室の標識を参考に選ぶ

健康増進法により、飲食店やオフィスは原則屋内禁煙となっています。法律に基づき各種喫煙室を設置している場合は、店舗などの入口に喫煙室があることの標識が掲示されていますので、店選びの参考にしましょう。なお、店舗全体を喫煙可能としている飲食店には、20歳未満の方は入店できません。

● 禁煙にチャレンジする

大切な人を守るため、自分の健康のために禁煙を考えてみませんか？ 自分だけでは難しい場合は、禁煙外来を受診する方法もあります。一定の条件を満たせば、医療保険が適用されます。禁煙治療に保険が使える医療機関は、日本禁煙学会ホームページでご確認ください。



日本禁煙学会

内容	担当課
個人住民税	市民税課 ☎226-2540
後期高齢者医療保険料	高齢・障害医療課 ☎224-7318
介護保険料	介護保険課 ☎224-5384
国民健康保険税	国民健康保険課 ☎224-5833

令和2年度に国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料・個人住民税が年金から差し引かれていく方は、引き続き4月から仮徴収を行います。差し引き額は今年2月と同額です。ただし、個人住民税は令和2年度の公的年金等に係る年税額の6分の1に相当する額となります。

それぞれの金額は、昨年中の収入状況を基に6・7月に決定し、通知書を郵送します。決定額と仮徴収済みの差額は、8月以降分で調整します。詳しくは、次の各課にお尋ねください。

仮徴収
(年金からの差し引き)
を行います



協働事業を募集

地域づくり推進課

☎224-5705

☎224-6705

協働推進事業制度は、「市民活動団体等」と市が、それぞれ提案する事業を適切な役割分担で実施し、「協働」を積極的に推進する制度です。来年度の「提案型協働事業」と「協働委託事業」を実施する団体を募集します。

詳しくは、3月1日(月)から同課(本庁舎3階)等で配布する応募要項をご確認ください(市ホームページからもダウンロード可)。

応募期間：3月1日(月)～4月15日(木)

市民の皆さんからの提案による

「提案型協働事業」

地域のさまざまな課題を解決するため、市民活動団体等が主体的に取り組む協働事業を募集します。



市が提案する「協働委託事業」

市が提案する4つの事業について、市と協働で実施する市民活動団体等を募集します。



①子育て情報誌作成

子育てを安心して行うことができるよう、行政の制度、各種相談

窓口や出産・子育てに関する情報などを紹介する情報誌を作成します。

②かむごえエコーツアー

環境に対する理解を深めるために、市内の環境スポットの見学などを行います。

③こえど市民活動ネットワークプロジェクト

市内の市民活動団体間のネットワークづくりや個人が活動を始めるときつかけとなるよう、ホームページ掲載情報の作成や、オンライン会議等を開催します。

④地域猫活動推進事業

殺処分数を減少させるため、飼い主のいない猫に不妊・去勢手術を行う市の事業を推進します。

国民年金の手続きを忘れずに



市民課 ☎224-5764

☎226-5091

国民年金は、日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の方が加入する公的年金制度です。加入者は第1号被保険者(自営業者や学生など)・第2号被保険者(会社員や公務員)・第3号被保険者(第2号被保険者の被扶養配偶者)に分かれます。会社などを退職した時や配偶者の

こんな時	手続きに必要な物	届出先
会社などを退職した 配偶者の扶養から外れた	年金手帳・退職証明書または健康保険資格喪失証明書など・マイナンバーカード(持っている方)・本人確認書類(運転免許証等)	市民課(本庁舎1階)・市民センター・川越駅西口連絡所

扶養から外れた時は届け出が必要で、手続きに必要な物は右表をご確認ください。

■令和3年度の国民年金保険料

4月から来年3月までの国民年金保険料は、月額1万6610円です。納付書は、日本年金機構から4月上旬に送付されます。また、国民年金保険料をまとめて前払い(前納)すると割り引きされる制度があります。現金での納付以外に口座振替・クレジットカード・インターネットによる納付も可能です。詳しくは、川越年金事務所 ☎242-2657 にお尋ねください。

■学生納付特例

20歳以上の学生で、本人の所得が少なく保険料の支払いが困難な場合は、申請により保険料の納付が猶予される制度です。前年度に特例が承

認されて、今年度も引き続き同じ学校に在学する方は、日本年金機構から送付されるハガキ形式の申請書に必要事項を記入して返送してください。ただし、在学する学校等が変わった方、申請書が届かなかった方は、窓口での申請が必要になります。対象：大学・短大・高校・高等専門学校・専修学校などに在学する20歳以上の学生(所得制限あり)

手続きに必要な物：新学年の学生証または在学証明書(原本)、年金手帳、マイナンバーカード(持っている方)、本人確認書類(運転免許証等)

受付窓口：市民課・市民センター・川越駅西口連絡所

*2年1か月前までさかのぼって申請する場合は、在学期間を証明する書類が必要です。

1月24日執行

川越市長選挙・川越市議会議員補欠選挙の結果



選挙管理委員会事務局 ☎224-6120
FAX226-7713

■川越市長選挙 当=当選

候補者氏名(届け出順・敬称略)	得票数
かわめ武彦	24,613票
当 川合よしあき	38,465票

- 有効投票 63,078票
- 無効投票 930票
- 投票率 22.05%

■川越市議会議員補欠選挙 当=当選

候補者氏名(届け出順・敬称略)	得票数
荻窪としみつ	22,424票
当 くらしま真史	38,332票

- 有効投票 60,756票
- 無効投票 3,201票
- 投票率 22.03%

LINE Payで市税を納付できます



収税課 ☎224-5686 ☎226-2538

モバイル送金・決済サービスLINE Payを利用して市税の納付ができます。スマートフォンにLINEアプリをダウンロードし、LINE Payを登録してください。

利用方法

- ①アプリの中で「LINE Pay 請求書支払い」を選択し、市税の納付書に印字されているバーコードを読み込む
- ②チャージされたLINE Payの残高から納付
*市役所、コンビニエンスストア、銀行等の窓口での支払いには利用できません。



こども医療費・ひとり親家庭等医療費の受給資格がなくなる方へ



高齢・障害医療課 ☎224-6195
☎224-7318

3月31日(水)でこども医療費またはひとり親家庭等医療費の受給資格が終了する方のうち、一定の障害がある方は、重度心身障害者医療費支給制度の登録を行ってください。登録することで、引き続き保険診療の一

部負担金などの医療費の助成を受けることができず。

*精神障害者保健福祉手帳1級で受給資格登録をした場合、精神病床への入院費用は対象外となります。

対象：こども医療費・ひとり親家庭等医療費の受給資格が3月31日(水)で終了する方で、次のいずれかに該当する方

- ①身体障害者手帳1～4級の方
 - ②療育手帳A～Bの方
 - ③精神障害者保健福祉手帳1級の方
- *平成27年4月1日以降に65歳以上

で新たに障害の程度が該当の等級になつた方は対象外です。

*対象の方に所得がある場合は、助成対象外となる場合があります。

*こども医療費、ひとり親家庭等医療費の受給資格期間は、それぞれの受給者証に記載されていますので、ご確認ください。

必要書類：障害の程度を証明する物(身体障害者手帳等)、健康保険証、本人または保護者名義の通帳など振込先口座が分かる物、印鑑、マイナンバーカード(持つ

ている方)、本人確認書類(運転免許証等)

申し込み：4月1日(木)～16日(金)までに必要書類を郵送または持参の上、直接同課(郵送の場合は、市ホームページにある登録申請書に必要事項を記入の上、必要書類の写しを添えて、〒350

・8601川越市役所高齢・障害医療課)。

*4月19日(月)以降も手続きは随時可能ですが、手続きをした翌月以降の医療費が助成対象となります。

障害のある方の手帳や手当のお知らせ

障害者福祉課 ☎2224-5785 0225-33033

障害のある方の手帳について

障害のある方の手帳に

は、身体障害者手帳・療

育手帳・精神障害者保健



身体・療育

福祉手帳の3種類があり、手帳を取得することで、各種福祉サービス等を利用することが出来ます。申請時に必要な書類は、それぞれの手帳で異なります。

＊平成28年4月以降の交付分から身体障害者手帳のカバーが紺色となり、全ての手帳カバーの色が統一されました。現在お持ちの手帳もそのまま利用できますが、手帳を持参の上、申請すること、新しいカバーと引き換えができます。

■身体障害者手帳

視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語、そしゃく機能、肢体不自由、内部(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、免疫、肝臓)機能の障害があり、その程度が身体障害者福祉法の認定基準に該当する場合に市へ申請することで、交付を受けることができます。

申請時に必要な書類：指定医師が作成した市指定の診断書等

＊平成30年7月に視覚障害の認定基準

が改正されました。認定基準に該当する方や既存の等級が変更となる方は、随時申請を受け付けています。

■療育手帳

知的障害が発達期(おおむね18歳まで)に生じた方で、市に申請後、川越児童相談所等で一定以上の知的障害が認められた方が、県から交付を受けることができます。

■精神障害者保健福祉手帳

精神疾患(うつ病・統合失調症等)で、一定以上の精神障害が認められ、長期にわたり日常生活または社会生活上の制限がある方が、市に申請することで県から交付を受けることができます。



指定の診断書または精神障害を支給事由とする年金証書、印鑑

■障害のある方への手帳について

申請は随時受け付けています。申請時に必要な書類は障害の種類等で異なります。また、市が指定した様式により指定医師が作成した診断書が必要になる場合があります。いずれの手当にも受給には所得制限があります。詳しくは同課に



お尋ねください。

■在宅心身障害者手当

支給額は等級や年齢によって異なります。

対象：市内に住所を有し、身体障害者手帳1～3級・療育手帳A～B・精神障害者保健福祉手帳1・2級のいずれかをお持ちの方で、手当の対象となる等級の手帳を65歳未満で取得した方

＊65歳以上の方でも、平成21年12月31日以前に前記の等級に該当する手帳を取得していれば対象になります。

＊施設に入所中の方や市民税が課税されている方は対象となりません。受給中の方が施設に入所した場合は、必ず同課までご連絡ください。

持ち物：障害者手帳・本人名義の預貯金通帳、マイナンバーカード(持っている方)・本人確認書類(運転免許証等)

■特別障害者手当

20歳以上で身体または精神の重度障害により、日常生活で常時、特別の介護を要する状態にあり、障害基礎年金1級程度の障害が重複するか、同程度以上と認められる方に支給します

＊施設に入所中の方または3か月を超

えて入院中の方は、手当を受けられません。

支給額：月額2万7350円

■障害児福祉手当

20歳未満で、①身体障害者手帳1級の一部・2級の一部の方、②療育手帳A相当の方、③精神障害・血液疾患・肝臓疾患などで①②と同程度の障害を有する方に支給します。

＊施設に入所中の方は手当を受けられません。

支給額：月額1万4880円

福祉タクシー利用券・ガソリン利用券

次の対象に該当し、タクシーの初乗り運賃補助または、ガソリンの費用助成を希望する方は、障害者手帳・車検証(ガソリン利用券希望の方のみ)を持参し、同課に申請してください。



なお、既に福祉タクシー利用券またはガソリン利用券の登録がお済みの方には、令和3年度分の利用券を3月下旬に送付します。

対象：身体障害者手帳1・2級、療育手帳A・A、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかの交付を受けている方

地区計画、ご存じですか

都市計画課

☎224-5945
☎225-9800



住みよい環境の整備や豊かな自然の保全など、その地区の特性に応じたきめ細やかなまちづくりのため、市内の一部の地域では地区計画が定められています。住民の皆さんの意向を反映し、より地区の実情に合ったまちづくりを進めます。

■地区計画って何？

生活に身近な地区を単位として、建築物の建て方や用途などについて、地区の特性に応じたルールを定めた、都市計画法に基づいた制度です。

■どんなルールがあるの？

地区計画では、建築物の用途の制限、建築物の最高高さや最低敷地面積、壁面の位置、垣・柵の構造制限などを定めています。地区計画のルールは地区によって異なります。

■工事着手30日前までに届け出が必要です！

地区計画が定められている区域内で、建築物の新築・増築・改築や工作物の新築・増築などの工事を行うときは、工事着手の30日前までに同課(本庁舎5階)へ届け出が必要です。

地区のルールによっては、建築確認申請が不要な小規模な増築、垣・柵の設置、物置・車庫の設置などでも届け出が必要な場合があります。事前に確認してください。

地区名	位置
川鶴笠幡地区	川鶴2丁目・3丁目の各一部
川越笠幡水久保地区	大字笠幡水久保地内
霞ヶ関地区	伊勢原町1丁目～5丁目の全部、的場新町の一部
南古谷駅西地区	泉町の全部、大字大中居字西の一部、大字南田島字堤外の一部
四都野台地区	四都野台の全部
上戸新町地区	上戸新町の全部
藤木地区	藤木町の一部
笠幡東前原地区	大字笠幡字東前原の一部、大字的場字鉄砲場の一部
大塚新田南大塚地区	大塚新町の一部
川越駅西口地区	新宿町1丁目の一部、旭町1丁目の一部
鴨田地区	大字鴨田の一部、芳野台3丁目の全部
西部地域振興ふれあい拠点地区	新宿町1丁目の一部
新河岸駅周辺地区	大字扇河岸・大字砂・大字砂新田の各一部
東田町地区	東田町の一部
本川越駅西口周辺地区	中原町2丁目の一部、新富町1丁目・2丁目の一部
霞ヶ関駅北口周辺地区	大字的場の一部
増形地区	大字増形の一部

～ひとくち情報～ ミニ・インフォメーション ～ひとくち情報～

- 市役所本庁舎の空調設備改修工事を実施中 管財課 ☎224-5633 ☎225-2895
駐車場が一部変更になっています。また、駐車台数が少なくなっていますので、ご不便をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。なお、窓口業務は通常どおり行います。
- 「年次報告書」の公表 環境政策課 ☎224-5866 ☎225-9800
令和元年度の進捗状況をまとめた「地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」の年次報告書を、3月1日(月)から同課(本庁舎5階)・市民センター・公民館・図書館・情報公開コーナー(東庁舎1階)・市ホームページで閲覧することができます。また、同報告書に対する意見・提案を、3月26日(金)まで同課で受け付けます(ファクス可)。
- 子育て情報誌「こえどちゃん」の発行日のお知らせ こども政策課 ☎224-6278 ☎223-8786
来年度の子育て情報誌「こえどちゃん」は、新年度の情報を掲載して6月1日発行となります。詳しくは広報川越6月号に掲載予定です。
- 斎場市民聖苑利用説明会 斎場 ☎226-0090 ☎226-7088
3月25日(木)午前9時～▶午前10時30分～。対象は市内在住。定員は各先着10人。申し込みは電話で斎場。
- 難病患者見舞金の申請はお済みですか 障害者福祉課 ☎224-5785 ☎225-3033
令和2年度の難病患者見舞金申請は、3月31日(木)まで受け付けます。まだお済みでない方は、障害者福祉課(本庁舎1階)または健康管理課(総合保健センター1階)へ申請してください(市ホームページからも可)。